

2025年度
2025年4月1日～2025年9月30日

半期ディスクロージャー誌



JA Echizentakefu Disclosure2025

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

越前たけふ農業協同組合は、SDGsの達成に貢献することを宣言します。



越前たけふ農業協同組合

ディスクロージャー誌とは、農業協同組合法第54条の3に規定する「業務及び財政の状況に関する説明書類」のことです。

目次



I P. 1 当JAの概要

II P. 1 農業振興活動

- P. 1 農業関係の持続的な取組み、安全・安心な農産物づくりへの取組み、担い手農家等への支援
- P. 1 地域密着型金融への取組み
- P. 3 農業関連融資の状況
- P. 3 「農・食・遊」ふれあい祭の開催
- P. 3 地産地消・食育の取組み

III P. 3 社会貢献情報

- P. 3 社会貢献情報（社会的責任）
- P. 3 地域貢献情報
- P. 3 地域貢献の全般に関する事項
- P. 4 地域からの資金調達の状況
- P. 5 地域への資金運用の状況
- P. 6 事業継続計画（BCP）への取り組み
- P. 6 文化的・社会的貢献に関する事項

IV P. 9 主要勘定の状況

V P. 9 農協法に基づく開示債権

VI P. 9 単体自己資本比率

1. 当JAの概要

| | | |
|---------|------------------|--------|
| 名 称 | 越前たけふ農業協同組合 | |
| 代表理事組合長 | 土本 俊三 | |
| 本店所在地 | 福井県越前市本多二丁目10-22 | |
| 支店等 | 支店 | 4箇所 |
| | 事業所 | 1箇所 |
| 職員数 | 正職員 | 131名 |
| 組合員数 | 正組合員 | 4,867名 |
| | 准組合員 | 5,685名 |
| 出資金 | 3,125,060千円 | |

2. 農業振興活動

農業関係の持続的な取組み、安全・安心な農産物づくりへの取組み、担い手農家等への支援

当JAでは消費者に安全で安心できる農産物を提供するために、生産履歴（栽培日誌）記帳の徹底指導、安全・安心の確認として品目別に残留農薬の分析を行い、食味・土壌分析なども併せて実施しています。また、国の「みどりの食糧システム戦略」に則り、生産力向上と環境負荷低減を目指した持続可能な農業の両立を実現させるため、有機特別栽培コシヒカリ・省農薬あきさかりの増産と合わせ、環境保全型農業直接支払制度に基づいた取組みを推進しています。

当JAのブランド米「越前しきぶ姫」のブランド力を高めていくため、全農家のエコファーマー化、特別栽培米の認証と整粒歩合、食味指数によるインセンティブ買入制度を併行し、肥料メーカーと業務提携したPB（プライベートブランド）肥料を開発し、「消費者の皆様から信頼され選んでいただけの米づくり」に継続的に取組んでいます。市場動向を見据え農家の所得向上につながる営農指導を展開し、出向く営農指導体制（TAC）を徹底するため、営農指導員のスキルアップに努め、生産農家や集落営農組織・担い手農家の育成・指導を行い、併せて情報発信の充実にも努めています。

地域密着型金融への取組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む）

当JAは、農業と地域社会に貢献するため、地域密着型金融の推進に努めています。

（1）農業者等の経営支援に関する取組み方針

当JAは、農業者を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割の一つとして捉え、その公共性と社会的責任を認識し、適切な業務の遂行に取組んでいます。

（2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

○担い手のニーズに応えるための態勢整備

地域の農業者との関係を強化・振興するための態勢整備に取組んでいます。

当JAでは、本支店の農業融資担当者が、営農担当者からの情報も含めて把握して農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、「担い手リーダー」を本店に設置し、農業融資担当者の活動のサポートをしています。

また、農業経営者の支援を目的に、農業経営発展のアドバイスに必要な税務・労務・マーケティングの知識やノウハウを保有した「農業経営アドバイザー」が在籍しています。

(3) 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

(福井県JAバンクの農業メインバンク機能強化への取組み)

当JAは地域における農業者との結びつきを強化し、地域を活性化するため、次の取組みを行っています。

○農業融資商品の適切な提供・開発

各種農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

2025年9月末時点で、農業関係資金残高(注)899,758千円を取り扱っています。

(注)農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

当JAは担い手をサポートするため、ライフステージに応じた支援に取組んでいます。

(5) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

当JAでは、地域社会へ貢献するため、次の取組みを行っています。

○JAバンク食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れ等に取組んでいます。

教材「農業とわたしたちのくらし」は、管内の小学校17校へ770セット配布され、学校の授業等において活用されています。

また、当JAでは下記のような食農教育などの実践活動に取組んでいます。

【JAバンク食農教育応援事業の展開】



親子食農体験

食と農への関心を深め、食の大切さを伝えることを目的に、花の寄せ植え教室やとれたて野菜の料理教室を開催



食の寺子屋

豊かな食文化の伝承と地産地消の促進を目的に、地場野菜を活用した料理講習会を開催

農業関連融資の状況

農業関連融資としては、従来より農業者（認定農業者・集落営農組織等を問わず）を対象とした『地域農業応援資金』があります。制度資金と比べ手続きが簡略化され、資金化も早いこと、更にはJAからの利子補給金もあります。農業者を支援する立場から使いやすく農業に関する資金については運転資金も含め対応可能となっています。

「農・食・遊」ふれあい祭の開催

地域に根ざしたJAとして、組合員はもとより地域住民に対しても広く門戸を開き、協同の輪の中で営農、生活、文化活動の一層の向上を目指し、食の安全・安心をアピールするために例年、『「農・食・遊」ふれあい祭』を開催しています。



地産地消・食育の取組み

当JAでは、組合員・地域の皆様がより豊かな生活を送ることができるよう、明るい地域社会づくりを目指し、「食」「農」「健康」を基本とした地産地消・食育活動を行っています。

例年、季節の地野菜を使用した伝承料理教室「食の寺子屋」、「野菜バスケットコンクール」や「親子食農体験」を行っております。

3. 社会貢献情報

社会貢献活動（社会的責任）

当JAは、環境調和型農業へ取組み、ポジティブリスト制度を遵守し、安全・安心な農作物の供給を展開しています。また、共同募金や地震・台風等の自然災害からの復旧支援募金等への協力、献血運動にも参加しています。

地域貢献情報

・地域の活性化に関する取組み状況

（1）地域貢献の全般に関する事項

当JAは、越前市及び南越前町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいているいます。

(2) 地域からの資金調達の状況

○貯金商品

| 貯金の種類 | | 特 色 | 期 間 | お預入金額 |
|-------|-----------|--|---|-----------|
| 総合口座 | 普通貯金 | 出し入れ自由。1冊の通帳に、普通貯金、定期貯金がセットで、『貯める、増やす、借りる、払う、受取る』の5つの機能を備えた便利な口座です。また、ご入用の際にはいつでも、お預かりしている定期貯金の90%、最高300万円まで自動的に借りることができますので、公共料金等の口座振替に安心してご利用いただけます。キャッシュカード等をセットされるとさらに便利です。普通貯金（決済用）は、貯金保険制度により全額保護されますが、利息がつきません。 | 期間の制限なし | 1 円 以 上 |
| | 定期貯金 | | 「定期貯金」欄に同じ。 但し、定型方式のみセット可能です。 | |
| | 期日指定 | | | |
| | スーパー定期 | | | |
| | 大口定期 | | | |
| | 変動金利 | | | |
| 要求払貯金 | 当座貯金 | 小切手、手形をご利用いただける貯金です。事業用口座として便利ですが、利息がつきません。 | 期間の制限なし | 1 円 以 上 |
| | 普通貯金 | 出し入れ自由な、おサイフがわりの便利な貯金です。 | 期間の制限なし | 1 円 以 上 |
| | 普通貯金（決済用） | 出し入れ自由。無利息ですが、貯金保険制度により全額保護されます。 | 期間の制限なし | 1 円 以 上 |
| | 貯蓄貯金 | 自由に引き出せる一方、5段階の金額階層別の金利が適用されます。 | 期間の制限なし ^② | 1 円 以 上 |
| | 通知貯金 | まとまった資金の短期運用に便利です。 | 7 日 以 上 | 5 万 円 以 上 |
| | 期日指定定期貯金 | 1年複利の有利な貯金。期間は最高3年。1年目以降はお引出し自由。 | 最長3年 (据置期間1年) | 1 万 円 以 上 |
| 定期貯金 | スーパー定期貯金 | 金利は、市場実勢に応じ決定。 | 1カ月以上5年 以下・7年・10年 | 1 万 円 以 上 |
| | 大口定期貯金 | 金利は、市場実勢に応じ決定。大口資金の高利回り運用に最適な貯金。 | 1カ月以上5年 以下・7年・10年 | 1,000万円以上 |
| | 変動金利定期貯金 | 市場実勢に応じて6カ月毎に利率変動する貯金です。個人の方は半年複利運用が可能。 | 3 年 | 1 万 円 以 上 |
| | 積立式定期貯金 | 自由に積金感覚で預入ができます。 | 期間の制限なし 満定期型は6カ月以上 10年以内 (据置期間1カ月以上 3年以下) | 1 千 円 以 上 |
| 定期積金 | | 毎月一定額の積立てで、生活設計に応じた無理のない資金づくりができます。 | 6カ月以上 5年以内 | 1 千 円 以 上 |
| 譲渡性貯金 | | 満期日以降に一括して払い戻します。 | (定期)1カ月～5年 (期日指定)7日以上 5年未満 | 1,000万円以上 |

②公共料金等の自動支払いや年金等の自動受取りはご利用できません。



©よりぞう

(3) 地域への資金運用の状況

○融資商品・制度資金取扱状況

| 種類 | 資金用途 | 貸出期間 | 貸出金額 |
|-------------------|---|-------------------|--|
| マイカーローン | 自家用車の購入に要する資金 | 6カ月以上 15年以内 | 1,000万円以内 |
| 教育ローン | 就学子弟の入学等に要する資金 | 6カ月以上 15年以内 | 1,000万円以内 |
| 地域農業応援資金 | 農業経営の改善を図るために必要な資金 | 25年以内 | 必要資金額以内 かつ2億円以内 |
| 農業近代化資金 (制度資金) | 農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進するために要する資金 | 資金用途に応じ 7年～20年 | 限度額 認定農業者等 個人：1,800万円 法人：20,000万円 |
| 住宅ローン | 常時居住するための住宅購入、新築及び土地の購入に要する資金、他行からの借換、リフォーム資金 | 3年以上 50年以内 | 2億円以内 |
| リフォームローン | 既存住宅の増改築、改修およびその他住宅に付帯する関連設備等に要する資金 | 1年以上 20年以内 | 1,500万円以内 |
| オーナーズローン | 賃貸施設等建設に要する資金 | 35年以内 | 必要資金額以内 |
| 多目的ローン | 生活全般に要する資金 | 6カ月以上 10年以内 | 500万以内 |
| 農家経済再建資金 | 農家を中心に、経済的再建のための資金 | 15年以内 | 債権整理額以内 |



©よりぞう

(4) 事業継続計画（B C P）への取組み

当ＪＡ及び子会社である㈱コープ武生及び㈱越前たけふファームでは、自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合に事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（Business Continuity Plan：B C P）を策定し、平常時に用うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決めています。

■事業継続における基本方針

- ① 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます。
- ② 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます。
- ③ 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます。

(5) 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

①文化的・社会的貢献に関する事項

■「家族を描こう」コンクールへの参加

家族のふれあいや笑顔を描いた子供たちの生き生きとした絵を通して、地域の方々の明るい家庭づくりをお手伝いすることを目的としています。

■地域の清掃活動

地域の環境・景観保全のため、本支店周辺や日野川河川敷等の清掃活動を行っています。また、組合員・地域住民との連携を深め、共に暮らしやすい地域づくりを目的に、「クリーンアップキャンペーン」を行っています。

■通学路交通安全活動

通学路の交通誘導と挨拶・声掛けを通じて、子供達への見守り活動と交通安全啓発を行っています。

■各種相談会

年金の手続きや年金制度について、社会保険労務士がお客様からのご相談をお受けする年金相談会を支店を中心に関催しています。

2020年にはコンサルティングセンターを開業し、専門の相談員を配置して、法律・契約・登記・税務・年金・融資・資産形成・共済（保険）などの問題に対応しています。組合員のみならず地域の方々に幅広くご利用いただくことにより、地域の活性化に取り組んでいます。

■S D G s の達成への貢献

「ＪＡ越前たけふS D G s 取組方針」を策定し、「食と農を基軸に地域に根差した協同組合組織」である当ＪＡの特性を活かし、以下の重点分野への取り組みを通じて持続可能な食と農と地域づくりを目指します。



■ その他の活動

- ・例年、「農・食・遊」ふれあい祭を開催し、地域との交流に努めています。
- ・越前市、社協等と連携し、「越前市わかちあいプロジェクト」として、生活困窮者へ支援する余剰米の寄付を募りました。

②利用者ネットワーク化への取組み

■ 年金受給者感謝大会の開催

■ 年金旅行の開催

■ 年金受給予定者セミナー・年金相談会の開催

■ 助け合い組織「JAやまびこ会」の運営

■ フレッシュユミズ講座の開催

■ 生活講座の開催



③情報提供活動

■ 広報誌の発行

広報誌「かがやき」を毎月発行し、営農情報を中心に信用・共済等の情報や、地域に密着した話題を提供しています。

■ 「得々情報」の発行

旬なお得情報を掲載した「得々情報」チラシを毎月新聞折り込みにて発行しています。

■ ホームページや外務活動を通じた、組合員等利用者の皆様への情報提供

■ 「営農情報メール」にて営農情報や台風などの緊急情報を配信

■ 「LINE」にて、「LINEスタンプ」を販売

当JAイメージキャラクター「越前しきぶ姫」のスタンプを販売しています。

■ 「Instagram」にて、当JAおよび子会社の情報を投稿

裏表紙のQRコードからアクセスしてください。



④店舗体制

| 店舗及び事務所名 | 住 所 | 電話番号 | ATM（現金自動化機器） 設置・稼働状況 |
|-----------------|---------------|---------|-------------------------|
| 本店 | 越前市本多二丁目10-22 | 22-1111 | ATM1台 |
| 基幹中央支店 | // 平出二丁目2-33 | 23-3100 | ATM2台 |
| 基幹東部支店 | // 塚町56-22-1 | 25-7777 | ATM2台 |
| 基幹南部支店 | 南越前町東大道28-4-6 | 47-7777 | ATM2台 |
| 今庄支店 | 南越前町今庄9-13 | 45-7777 | ATM1台 |
| コンサルティングセンター | 越前市平出二丁目104 | 22-2222 | |
| コープ武生本社 | 越前市平出二丁目1-10 | 22-3333 | |
| コープたけふ平出店 | // 平出二丁目1-10 | 22-3333 | |
| コープたけふ外販センター | 越前市平出二丁目1-5 | 23-8784 | |
| ファーマーズマーケットみどり館 | // 塚町10-17-1 | 24-1717 | ATM1台 |
| 酒類配送センター | // 平出二丁目129 | 21-5600 | |
| 池ノ上総合配送センター | 越前市池ノ上町47-8-1 | 24-3377 | |
| オートパル武生 | // 平出2丁目1-5 | 21-2615 | |
| 農機サービスセンター | 南越前町東大道19-57 | 47-3788 | |
| 平出給油所 | 越前市平出1丁目10-26 | 21-2519 | |
| 南条給油所（セルフ） | 南越前町東大道19-57 | 47-3035 | |
| 今庄給油所 | // 今庄10-11 | 45-0294 | |
| 越前たけふファーム | 越前市本多二丁目10-22 | 21-2608 | |
| 水稻育苗施設 | // 帆山町6-23 | 21-3166 | |
| 良質米出荷施設 | // 池ノ上町91-9-9 | 25-6789 | |
| 中央カントリー | // 矢船町21-1 | 22-6318 | |
| 南条カントリー | 南越前町東大道6-19 | 47-3885 | |
| J Aたけふ翠光苑 | 越前市本多二丁目9-13 | 22-4444 | |
| えちぜん翠光苑 | // 塚町28-38 | 23-1212 | |

（店舗外ATM設置台数 8台）

2025年9月30日現在

4. 主要勘定の状況

(単位：百万円)

| | 2025年9月末 | 2024年9月末 | 2024年3月末 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 貯 金 | 126,178 | 124,259 | 123,272 |
| 貸 出 金 | 31,731 | 32,574 | 30,555 |
| 組 合 員 | 10,958 | 10,628 | 9,739 |
| 地 方 公 共 団 体 | 15,236 | 16,382 | 15,957 |
| そ の 他 | 5,536 | 5,563 | 4,858 |
| 預 金 | 86,861 | 89,725 | 91,523 |

5. 農協法に基づく開示債権（単体）

(単位：百万円)

| 債権区分 | 2025年9月末 | 2024年9月末 | 増減 |
|-------------------|----------|----------|-------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 49 | 55 | △ 6 |
| 危険債権 | 96 | 104 | △ 8 |
| 要管理債権 | 5 | 4 | 1 |
| 三月以上延滞債権 | 5 | 4 | 1 |
| 貸出条件緩和債権 | - | - | - |
| 正常債権 | 31,607 | 32,437 | △ 830 |
| 合 計 | 31,758 | 32,601 | △ 843 |

注) 債権額は、貸出金・信用未収利息・信用仮払金等、信用事業総与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。なお、各債権の定義は以下のとおりです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 単体自己資本比率

| 2025年9月末（推計値） | 2025年3月末 |
|---------------|----------|
| 16.05%程度 | 16.39% |

注) 2025年9月末の自己資本比率(推計値) は、2025年3月末の自己資本額・信用リスク・アセット額・オペレーション・リスク相当額を基準に、9月末までの資産増減から推計した信用リスク・アセット増減額を2025年3月末の信用リスク・アセット額に加減して算出しています。



<http://www.ja-echizentakefu.or.jp/>

